

大通達甲（生）第20号
令和2年12月14日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1 年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

大分県警察電子メール情報配信システム運用要綱の改正について（通達）

大分県警察電子メール情報配信システムについては、「大分県警察電子メール情報配信システム運用要綱の制定について」（平成19年3月1日付け大通達甲（生）第1号、（交）第1号）により運用しているところであるが、この度、別添のとおり「大分県警察電子メール情報配信システム運用要綱」を改正したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（生活安全企画課安全・安心まちづくり推進係）
（人身安全・少年課保護・行方不明係）
（人身安全・少年課子供・女性支援係）

別添

大分県警察電子メール情報配信システム運用要綱

第1 本システムの目的

大分県警察電子メール情報配信システム（以下「本システム」という。）は、犯罪情報、地域安全情報、交通安全情報等の各種情報を電子メール又はアプリケーション（以下「電子メール等」という。）を用いてリアルタイムに提供することにより、県民の安全意識の高揚を図るとともに、地域における自主防犯活動、交通安全活動等に効果的に反映させ、もって、県民の安全確保を図ることを目的とする。

第2 提供する情報の種類

本システムにおいては、次に掲げる情報を提供するものとする。

- (1) 声掛け事案、変質者その他不審者の出没事案等、子供及び女性に対する犯罪の前兆となるおそれのある事案の発生の情報
- (2) 特殊詐欺や悪質商法の被害の多発、連続発生する同一手口の盗難事件等、被害の拡大が予想される事犯についての注意を促す情報
- (3) 重要又は特異な事件の発生に伴う緊急手配の情報
- (4) 早急に保護すべき行方不明者、徘徊老人等についての手配の情報
- (5) 重大交通事故の発生等に伴う交通安全のための情報
- (6) 地域における自主防犯活動への活用が予想できる情報
- (7) その他県民に提供すべき情報として所属長が必要と認めるもの

第3 本システムの概要

1 本システムの愛称

本システムの愛称は、「まもめーる」とする。

2 情報提供の対象者

情報提供の対象者は、本システムに会員登録（まもめーるアプリケーションにあっては、ダウンロード。以下同じ。）した者とする。

3 配信の時間

配信の時間は、原則として午前7時から午後9時までとする。ただし、県民に対して早急に情報提供すべき事案の発生を認知した場合には、この時間帯以外の時間にも配信を行うものとする。

第4 運用体制

1 運用責任者

- (1) 警察本部に運用責任者を置き、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）をもって充てる。
- (2) 運用責任者は、本システムの維持管理に関する事務を統括する。

2 運用担当者

- (1) 警察本部に運用担当者を置き、生活安全企画課長及び生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）をもって充てる。

- (2) 運用担当者は、本システムの運用に関する事務を行う。
- (3) 運用担当者は、所属の職員の中から運用補助者を指定し、その任務を補佐させるものとする。

3 情報配信責任者

- (1) 警察本部の各所属及び各警察署に情報配信責任者を置き、大分県警察における広報活動の実施に関する訓令（平成14年大分県警察本部訓令甲第6号）第4条の広報責任者をもって充てる。
- (2) 情報配信責任者は、前記第2に掲げる情報を把握した場合は、所属長の指揮の下、捜査上の支障の有無、個人のプライバシー侵害の有無、情報提供の効果等について総合的に検討の上、本システムによる情報提供の可否について判断する。

4 情報配信事務担当者

- (1) 警察本部の各所属及び各警察署に情報配信事務担当者を置く。
- (2) 警察本部の各所属長及び各警察署長は、所属職員の中から情報配信事務担当者を指名するものとする。
- (3) 情報配信事務担当者は、情報配信責任者の指示を受け、情報配信に関する事務を処理する。

第5 情報提供の方法

1 配信依頼

情報配信責任者は、本システムによる情報提供の必要があると認めるときは、その情報を所定のファイル様式に入力して、生活安全部人身安全・少年課の所掌に係る情報にあつては人身安全・少年課長に、その他の情報にあつては生活安全企画課長に、それぞれ電子メール等による配信を依頼するものとする。

2 配信

前記1の規定により配信の依頼を受けた生活安全企画課長又は人身安全・少年課長は、配信に係る情報の内容について確認の上、本システムによる情報配信を行うものとする。

3 執務時間外の取扱い

執務時間外における前記2に規定する生活安全企画課長又は人身安全・少年課長の事務は、警察本部総合当直員が代行して行うものとする。

第6 留意事項

1 報道発表との関係

本システムによる情報の提供は、県民に自らの被害防止対策を促すためのものであり、報道発表とは性質を異にするものである。そのため、報道発表をしない事案についての情報発信も予想されることから、報道関係者と不要の紛議を生じることがないように留意すること。

2 リアルタイムな配信依頼

本システムは、県民へのリアルタイムな情報提供が主目的であるが、一方で県民から

警察活動に必要な情報が提供されることも予想されることから、提供すべき情報を認知した際には、速やかに必要性を判断して配信の依頼をすること。

3 個人のプライバシー、捜査活動等への配慮

本システムにより提供する情報の内容は、個人のプライバシーや捜査上の秘密に関わる事項が多く含まれるため、情報提供が個人情報の保護や警察活動にかえって支障を与える場合も予想されることから、情報の提供に当たっては、捜査担当者等と十分な調整を行い、被害者、関係者等が特定され、又は推察されることがないように留意すること。

4 広報活動の強化

会員を広く募集するため、あらゆる機会及び媒体を活用して会員登録の広報を行うこと。

附 則

この要綱は、令和2年12月14日から施行する。